



日影条件	
法56条の2日影図	
場所	豊田市京ヶ峰 地内
用途地域	申請敷地 第一種中高層住居専用地域 (60/150) 受影面 第一種低層住居専用地域 (60/100)
敷地の北緯東経	北緯35° 5' 32" 東経137° 11' 22"
作図北緯	北緯35° 5' 24" (35.09)
真北	H21/2/11真北測定器(TW10式)による
測定面高さ	= 敷地平均高さ + 1.5 m (第一種低層)
測定日・時間	冬至 8 ~ 16時
等時間	= 敷地平均高さ + 2.5h, 4h (第一種低層)
作成CAD	JW-CAD

全体日影図 (3工区) S=1:400
※ 測定面高さ = 1.5 m (第一種低層住居専用地域)

※ 建物高さは平均地盤面からの高さを示す。

観向日影	平均日影	KRM	+ 0.410
		C線設計日影	- 0.190
		集合用設計日影	- 0.260

株式会社 河合建築設計事務所		初吹住宅建築工事 (第3工区)		図面番号
一級建築士登録番号 第100481号		日影図 2		日影図
河合 達雄		縮尺		NO. 2
		S=1:400 (A1)		
		S=1:800 (A3)		
検印	製印	設計	愛知県建設部建築局公営住宅課	
		H29年2月		